

平成18年 6 月26日

関係各位 殿

国土交通省自動車交通局
技術安全部環境課

通達の正誤について

平成15年10月 1 日付けで送付しました下記通達について、記中のとおり訂正いたしますので、この旨了知されるとともに関係者に周知されるようお願いいたします。

記

1. 「「道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令」及び「道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令」並びに「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示」等関連告示の制定に伴う関係通達（自動車交通局長達）の一部改正等について（依命通達）」（平成15年10月 1 日国自技第146号国自審第892号国自環第128号）

（別紙正誤表 1 による訂正及び別添の添付）

2. 「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」（平成15年10月 1 日国自技第151号国自環第134号）

（別紙正誤表 2 による訂正）

「道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令」及び「道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令」並びに「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示」等関連告示の制定に伴う関係通達（自動車交通局長達）の一部改正等について（依命通達）」（平成15年10月1日国自技第146号国自審第892号国自環第128号）

正誤表 1

| 正 | 誤 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～17. (略)</p> <p>18. 「道路運送車両の保安基準等の規定に基づく自動車の指定について <u>(依命通達)」(昭和57年5月31日自公第167号)</u></p> | <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～17. (略)</p> |

別添(18)

「道路運送車両の保安基準等の規定に基づく自動車の指定について（依命通達）」（昭和57年5月31日自公第167号）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p><u>道路運送車両の保安基準第31条の2に規定する窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物排出基準等を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が指定する自動車について（依命通達）</u></p> <p>標記について、別紙のとおり<u>国土交通大臣が指定する自動車を定めたので</u>通達する。なお、関係団体に対し別添のとおり通知したので申し添える。</p> <p>別紙 道路運送車両の保安基準第31条の2に規定する窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物排出基準等を定める告示の規定に基づく<u>国土交通大臣が指定する自動車について</u></p> <p>「道路運送車両の保安基準第31条の2に規定する窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物排出基準等を定める告示」（平成14年国土交通省告示第310号）第1条第1号の「<u>国土交通大臣が指定する自動車</u>」は、次に掲げる自動車とする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>1. 「<u>自動車型式認証実施要領について（依命通達）</u>」（平成10年11月12日付自審第1252号）別添2新型自動車等取扱要領に基づく新型自動車の届出による取扱いを受ける普通自動車及び小型自動車 2. 「<u>輸入自動車特別取扱制度について（依命通達）</u>」（平成10年11月12日</p> | <p>道路運送車両の保安基準等の規定に基づく自動車の指定について（依命通達）</p> <p>標記について、別紙のとおり<u>自動車を指定したので</u>通達する。なお、関係団体に対し別添のとおり通知したので申し添える。</p> <p>別紙 道路運送車両の保安基準等の規定に基づく自動車の指定について</p> <p><u>道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）第30条第2項並びに第31条第6項及び第12項、「道路運送車両の保安基準第31条の2に規定する窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物排出基準等を定める告示」（平成14年国土交通省告示第310号。以下「第31条の2告示」という。）第1条第1号並びに「道路運送車両の保安基準第2章の規定の適用関係整理のため必要な事項を定める告示」（平成13年国土交通省告示第1375号。以下「適用関係告示」という。）第38条、第42条、第44条、第45条、第48条、第50条、第51条、第53条、第59条、第63条、第64条、第89条、第96条、第97条、第107条の規定に基づき、次の自動車を指定する。</u></p> <p>1. 保安基準第30条第2項関係 (1) 「<u>自動車型式認証実施要領について（依命通達）</u>」（平成10年11月12日付自審第1252号）別添2新型自動車等取扱要領に基づく新型自動車の届出（以下「<u>新型届出</u>」という。）による取扱いを受ける普通自動車、小型自動車及び軽自動車 (2) 「<u>輸入自動車特別取扱制度について（依命通達）</u>」（平成10年11月12日付け自審第1255号）に基づく取扱い（以下「<u>輸入自動車特別取扱い</u>」という。）を受ける普通自動車、小型自動車及び軽自動車 2. 保安基準第31条第6項及び第12項関係 (1) <u>新型届出による取扱いを受ける普通自動車及び小型自動車</u> (2) <u>輸入自動車特別取扱いを受ける普通自動車及び小型自動車</u> 3. 第31条の2告示第1条第1号関係 (1) <u>新型届出による取扱いを受ける普通自動車及び小型自動車</u> (2) <u>輸入自動車特別取扱いを受ける普通自動車及び小型自動車</u></p> |

付け自審第1255号)に基づく取扱いを受ける普通自動車及び小型自動車
(削除)

(削除)

4. 適用関係告示第63条及び第64条関係

(1) 保安基準第31条第2項及び第10項の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて、平成3年10月31日(輸入された自動車にあつては、平成5年3月31日)以前に新型届出による取扱いを受けるもの

(2) 保安基準第31条第2項及び第10項の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて、平成5年3月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けるもの

5. 適用関係告示第38条、第42条、第44条、第45条、第48条、第50条、第51条、第53条、第59条、第63条、第64条、第89条、第96条、第97条、第107条関係

(1) 新型届出による取扱いを受ける普通自動車、小型自動車及び軽自動車

(2) 輸入自動車特別取扱いを受ける普通自動車、小型自動車及び軽自動車

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」（平成15年10月1日国自技第151号国自環第134号）

正誤表 2

| 正 | 誤 |
|---|--|
| <p>「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示」（平成15年国土交通省告示第1318号）が制定されたことに伴い、当該告示の規定に基づき、国土交通大臣が定める自動車等を下記のとおり定めたので、遺漏なきよう取り計らわれたい。</p> <p>また、関係団体には、その旨通知したところであるが、さらに管内関係者に対し周知徹底を図られたい。</p> <p>なお、本通達により、「道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令」の公布及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示」等関連告示の制定に伴う関係通達（自動車交通局長達）の一部改正等について（依命通達）」（平成15年7月7日国自技第69号国自審第360号）別添2「道路運送車両の保安基準第二章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第1条の2の3及び第1条の25の5の国土交通大臣が定める自動車について」は、廃止する。</p> <p>（以下略）</p> | <p>「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示」（平成15年国土交通省告示第1318号）が制定されたことに伴い、当該告示の規定に基づき、国土交通大臣が定める自動車等を下記のとおり定めたので、遺漏なきよう取り計らわれたい。</p> <p>また、関係団体には、その旨通知したところであるが、さらに管内関係者に対し周知徹底を図られたい。</p> <p>なお、本通達により、「道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令」の公布及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示」等関連告示の制定に伴う関係通達（自動車交通局長達）の一部改正等について（依命通達）」（平成15年7月7日国自技第69号国自審第360号）別添2「道路運送車両の保安基準第二章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第1条の2の3及び第1条の25の5の国土交通大臣が定める自動車について」及び「<u>道路運送車両の保安基準第30条第2項、第31条第6項、第12項及び第21項並びに第58条第60項及び第61項の規定に基づく自動車の指定について（昭和57年5月31日自公第167号）</u>」は、廃止する。</p> <p>（以下略）</p> |